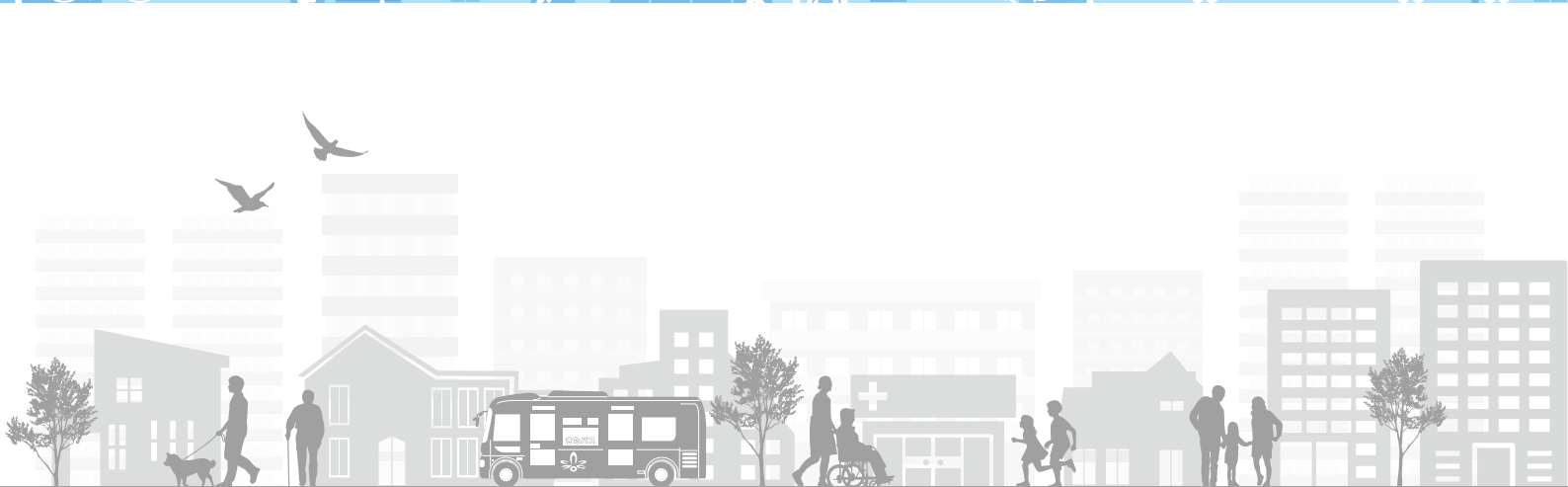


北名古屋市 立地適正化計画

概要版



2023年10月
北名古屋市

① 立地適正化計画の概要・基本的な方針

■計画策定の背景

北名古屋市では、今後さらに人口減少・少子高齢化の傾向が顕著となることが予測されるため、人口密度の維持、公共交通によるネットワークの確保、日常生活に不可欠な生活サービスの確保を継続的に図る必要があります。

そこで、「北名古屋市立地適正化計画」を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた集約型都市構造を構築します。

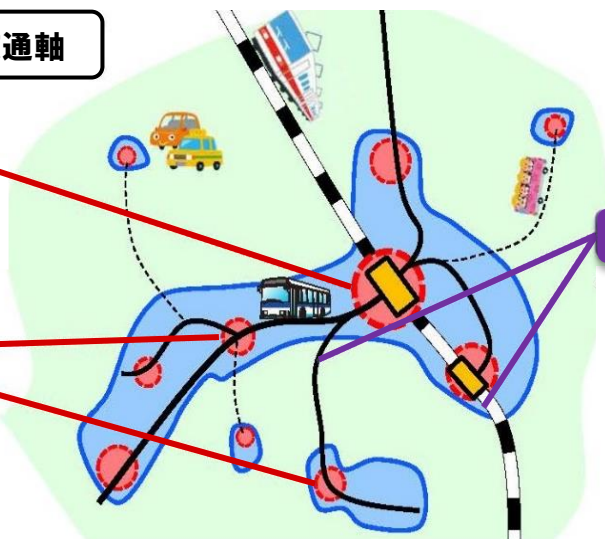
主要拠点と基幹的な公共交通軸

中心拠点

- ・市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点

地域/生活拠点

- ・周辺地域から容易にアクセス可能な地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点



基幹的な公共交通軸

- ・中心拠点を中心に地域/生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸

出典：立地適正化計画作成の手引き（2022年）

■目標と誘導方針

北名古屋市立地適正化計画では、「第2次北名古屋市都市計画マスタープラン」の将来的な都市づくりの考え方である『**集約された都市のなかで、活力ある産業を育むとともに、都市と農地の共存によるゆとりや潤いのある高質な都市づくり**』を目標とし、誘導方針を若い世代が高齢になっても、『**住み続けたい**』と思える都市づくり、若い世代の生活を見て・聞いて、『**住みたい**』と思える都市づくりを前提として設定します。

誘導方針①：西春駅や徳重・名古屋芸大駅への都市機能の誘導・集積

誘導方針②：災害の想定に対応した安全・安心な居住環境の形成

誘導方針③：都市機能が集積する拠点に移動しやすい公共交通ネットワークの強化

誘導方針④：魅力ある高質な住環境の整備

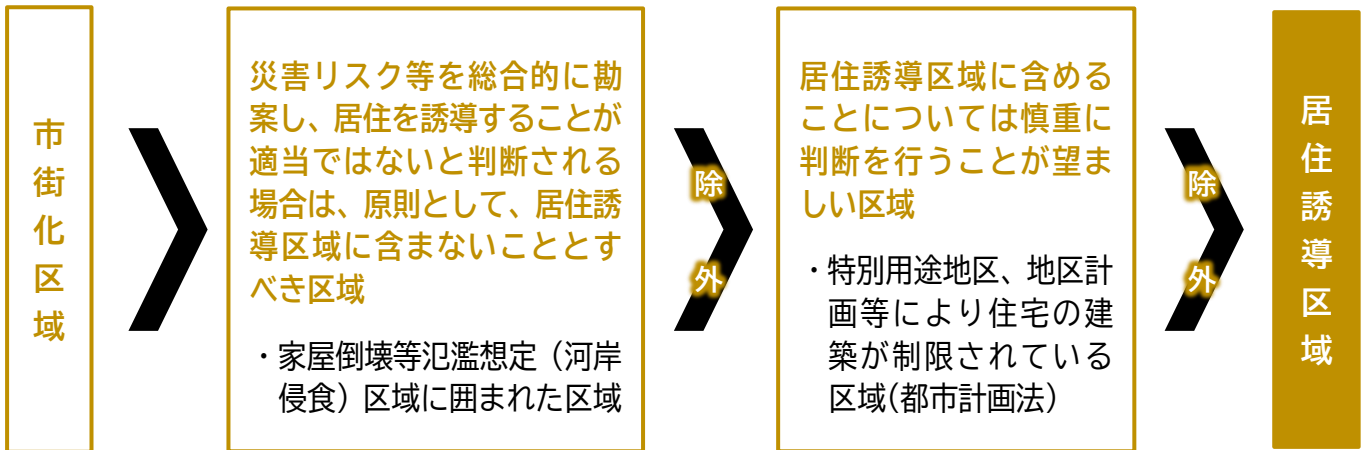
誘導方針⑤：持続可能な都市経営を見据えたまちづくりの推進

② 居住誘導区域

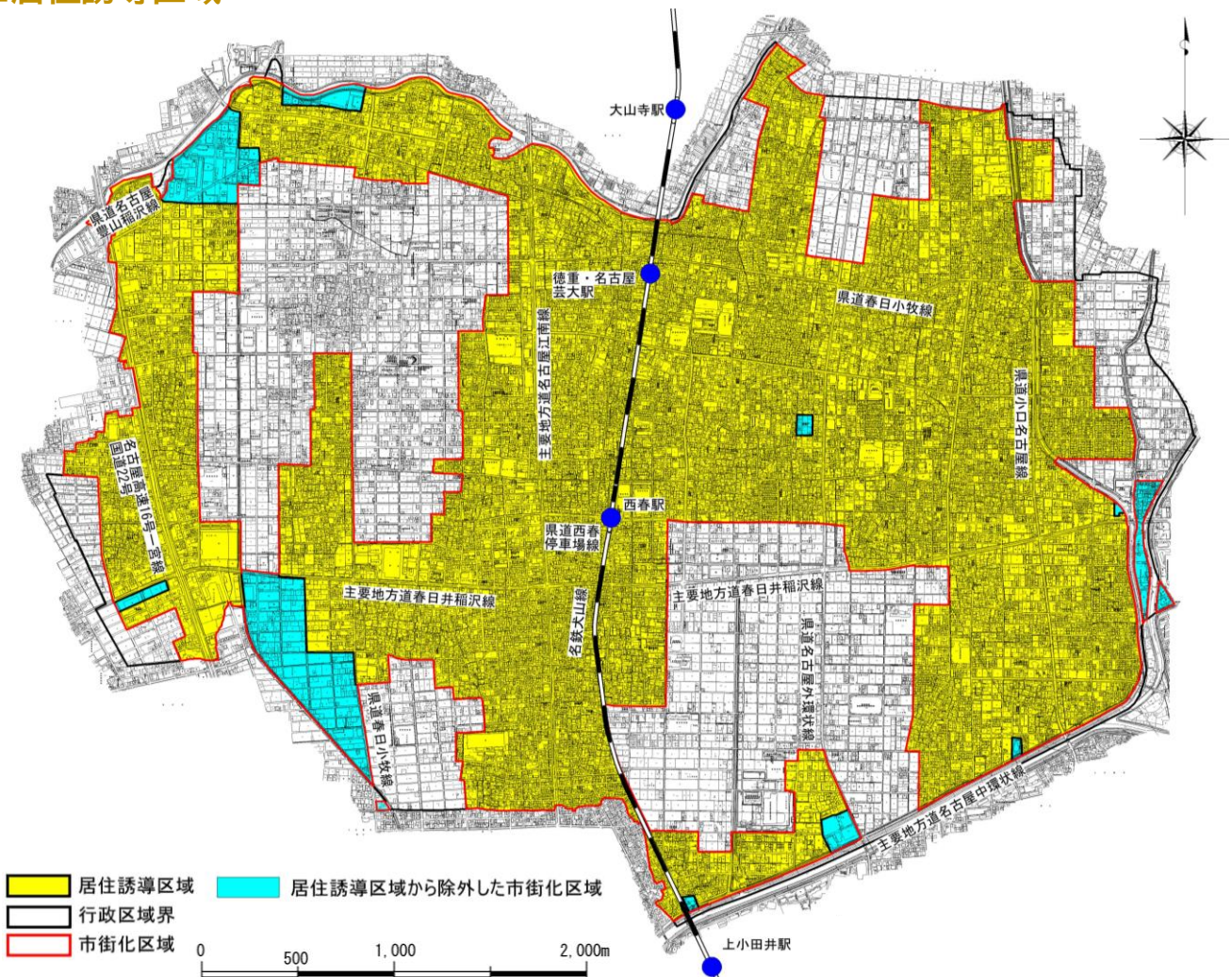
■居住誘導区域の概要

北名古屋市の居住誘導区域は、人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように設定します。

そのため、下図のフローをもとに、現在の災害リスクや人口動態等を総合的に判断して居住誘導区域を定めています。



■居住誘導区域

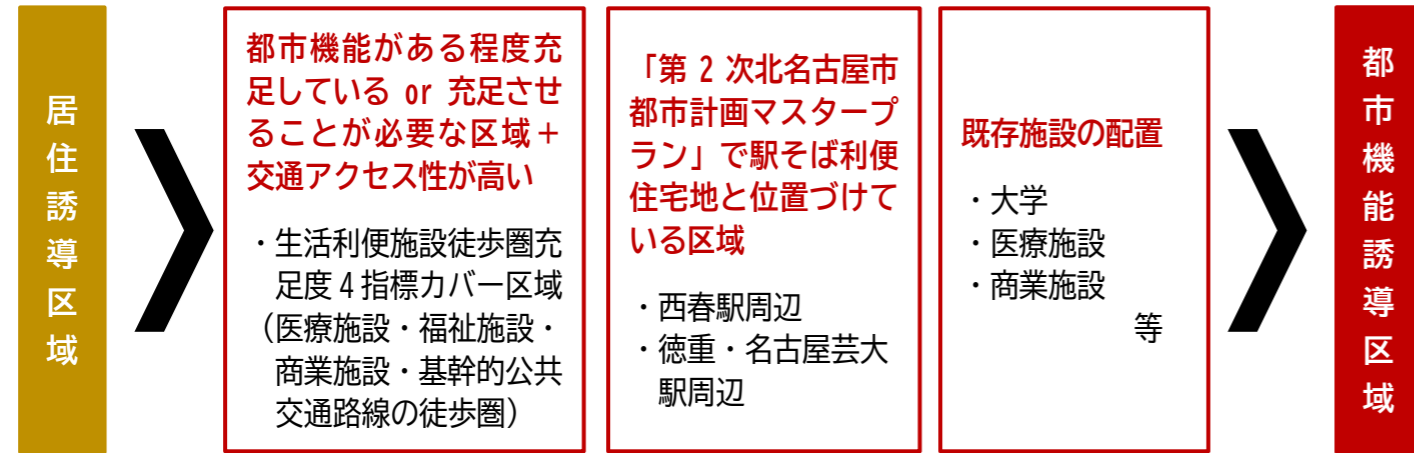


③ 都市機能誘導区域・誘導施設

■都市機能誘導区域の概要

北名古屋市の都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう設定します。

そのため、下図のフローをもとに、都市機能や公共交通によるアクセスの利便性、都市計画マスタープラン等で「拠点」と位置づけている区域、既存施設の配置の観点で都市機能誘導区域を定めています。



■市が定めた誘導施設の概要

北名古屋市の各都市機能誘導区域に、「子育て機能」、「商業機能」、「教育・文化機能」の誘導施設を役割・性質や都市機能の立地状況を踏まえ設定します。また、設定した誘導施設の定義は以下のとおりです。

誘導施設	定義
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
乳幼児一時預かり施設	厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
子ども送迎センター	厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
商業施設 (総合スーパー等)	日用品や食料品を扱う百貨店、総合スーパー等で店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積）が8,000㎡以上の店舗
ホール・文化会館	ホール・文化会館に関する用途に供する床面積の合計が500㎡以上のもの
図書館	図書館に関する用途に供する床面積の合計が500㎡以上のもの

■都市機能誘導区域・誘導施設

西春駅周辺都市拠点

【性質・役割】

- 本市の玄関口であり、**市の中心的役割**を担う（都市拠点）
- 鉄道及び鉄道駅に近く、市民生活を支えるサービス機能が集積し、多くの人が集う場所であり、今後も都市機能を充足させることが必要
- 市内から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

【誘導施設】

- 子育て機能：子育て支援センター
乳幼児一時預かり施設
子ども送迎センター
- 商業機能：商業施設（総合スーパー等）



徳重・名古屋芸大駅周辺副都市拠点

【性質・役割】

- 西春駅を補完する**第二の拠点**（副都市拠点）
- 鉄道及び鉄道駅に近く、今後も都市機能を充足させることが必要
- 大学が立地しており、教育・文化的な役割を担う
- 市内から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

【誘導施設】

- 子育て機能：子育て支援センター
乳幼児一時預かり施設
子ども送迎センター
- 商業機能：商業施設（総合スーパー等）
- 教育・文化機能：ホール・文化会館
図書館

④ 防災指針

■防災指針の概要

北名古屋市では、都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内に、洪水や高潮の災害が想定されており、防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開していくことが重要です。

そのため、防災まちづくりに向けた将来像を『安全・安心が実感できる防災・減災の都市づくり』と設定し、災害の想定に対する取組を進めます。

■施策と実施主体、実施スケジュール

安全・安心が実感できる防災・減災の都市づくりに向けて、施策の実施主体と実施スケジュールを短期（～5年）、中期（～10年）、長期（10年以上）の3区分で定めています。

施策及び対策内容		対応する災害種別			実施主体	短期 （～5年）	中期 （～10年）	長期 （10年以上）
		洪水	内水	高潮				
ハード対策	堤防整備、河道掘削、橋梁改築等の河川整備	●		●	国県	→		
	下水管渠等の雨水排水網の整備		●		市	→		
	雨水貯留施設の整備	●	●		市	→		
	防災拠点の検討・整備	●	●	●	市	→		
	基幹的広域防災拠点へのアクセスルートの検討・整備	●	●	●	県市	→		
ソフト対策	ハザードマップの作成・更新・周知	●	●	●	市	→		
	北名古屋市一斉メール配信システムの登録推進	●	●	●	市	→		
	多様な連絡体制の構築	●	●	●	市	→		
	自主防災組織の活性化（総合防災訓練・防災講話等）	●	●	●	市	→		
	地籍調査の実施	●	●	●	市	→		
	要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定推進	●	●	●	事業者	→		

⑤ 誘導施策・届出制度

■ 誘導施策

本市のめざす都市づくりを実現するため、居住誘導区域への居住の誘導や都市機能誘導区域への誘導施設の立地促進、公共交通に関する各種誘導施策を設定し、計画を推進します。

居住誘導区域

- ・ 空き家への対応
- ・ 低未利用地の活用

都市機能誘導区域

- ・ 子育て施設の誘導
- ・ 商業施設等の誘導施策の検討
- ・ 教育・文化施設の整備推進
- ・ 駅周辺まちづくりの推進

公共交通

- ・ 市内交通の充実

■ 届出制度

都市機能誘導区域外の区域で、以下のような開発行為・建築等行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。また、都市機能誘導区域内の区域で、市が定めた誘導施設を休止又は廃止する場合は、30日前までに市への届出が必要となります。

開発行為

- ・ 市が定めた誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

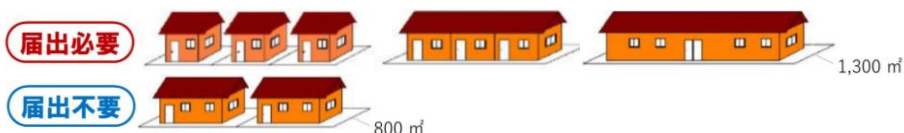
建築等行為

- ・ 市が定めた誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、市が定めた誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更して、市が定めた誘導施設を有する建築物とする場合

居住誘導区域外の区域で、以下のような開発行為・建築等行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で区域面積1,000㎡以上の規模のもの



建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



※詳細につきましては、「届出の手引き」をご確認ください。



北名古屋市 立地適正化計画 概要版

発行年月：2023年10月

編集：北名古屋市 建設部 都市整備課

〒481-8531

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

TEL：0568-22-1111 FAX：0568-25-5533

E-mail：toshi@city.kitanagoya.lg.jp